

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及びグループ会社は、株主を始めとするステークホルダーに対し、透明性の高い経営を行うとともに、迅速果敢な意思決定を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指していくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。併せて当社の企業理念・グループ企業行動憲章を遵守し、コンプライアンスを徹底するための適正な監視、監督体制を構築し、経営の効率性、公正性の確保に努めております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[原則1-2-4. 株主総会における権利行使]

当社は議決権の電子行使を可能とするための環境作りが必要と考え、平成22年開催の定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームに参加しております。招集通知の英訳については海外投資家比率の推移を踏まえて検討してまいります。

[原則4-1-3 後継者計画]

後継者を選任するに当たっては、代表取締役社長が会社の置かれている状況を適宜判断し、長期的な視点に立ち当社の持続的な成長と企業価値の向上に貢献できる人物であることはもとより、絶えず変化する状況に柔軟に対応できる人材を候補者として取締役会に提案し、取締役会において内容について十分に検討した上で決定しております。

後継者の計画及び育成については、独立した任意の指名委員会の設置なども含めて、今後検討してまいります。

[原則4-10-1 諮問委員会による独立性・客観性の確保]

取締役の指名・報酬などに係る重要な事項の検討に当たっては、独立社外取締役を含めた取締役会全体で意見交換を実施しており、独立社外取締役の適切な関与・助言が十分にされていると考えておりますが、今後は独立した諮問委員会の設置も含めて、検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4. 政策保有株式]

当社は株式保有に伴う価格変動リスクは認識しておりますが、取引関係の維持・安定化や、お互いの信頼関係の醸成など保有目的の合理性を総合的に勘案し、投資目的以外の株式を保有しております。

取締役会では、毎年個別の政策保有株式について、「保有目的」「取引状況」「配当」「資本コスト」などを精査し、保有または縮減を判断することとしております。

議決権行使にあたっては、原則として当該株式発行会社の取締役会の判断を尊重し、肯定的に行使しております。しかし当該議案が当社グループとの関係・取引に悪影響を及ぼすと考えられる場合、または株主共同の利益を損なうと考えられる場合には慎重に検討の上、賛否を判断しております。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

当社は取締役会規則において、利益相反のおそれのある関連当事者取引を行う場合は、取締役会の決議を要することとしております。また関連当事者取引の有無について、当社役員及び子会社代表取締役に対し、年度末に調査を実施し適切に監視しております。

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社企業年金基金は年金資産を理事会・代議員会の承認を得た基本方針に沿って運用しております。

代議員会には、当社の人事部門や財務部門の部署長等、適切な資質を持った人材を配置するとともに、受益者代表として労働組合幹部を配置しております。

運用を安全・効率的に行うため、運用基本方針に基づき運用指針を運用受託機関に対して交付した上で、運用機関のモニタリングを定期的に行っています。また、財務担当者は資産運用に係る研修の出席等を通じてその専門性を高めることに努めております。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念や中期経営計画については当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

<http://www.kyokuyo.co.jp/company/policy/>

<http://www.kyokuyo.co.jp/ir/plan/>

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針については当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

http://www.kyokuyo.co.jp/ir/corp_gov/

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は固定の基本報酬と業績連動型株式報酬から構成されており、いずれも定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で支給しております。

固定の基本報酬は各取締役の職責に基づき決定しております。

業績連動型株式報酬は連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じ、事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、退任時に信託

を通じ当社株式を支給しております。

なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから、固定の基本報酬のみとし、業績連動型株式報酬は支給しておりません。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役候補者につきましては代表取締役社長が株主総会に推薦する候補者を取締役会に提案し、取締役会において内容について十分に検討した上で決定いたしております。選定にあたっては、人格・見識に優れ、豊富な専門的知識と経験を有するとともに当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者としております。監査役候補者についても同様であります。なお「監査役選任議案」を株主総会に提出するには監査役会の同意を有することから、その手続きを取っております。

また、経営陣幹部の職務執行において、不正または重大な法令もしくは定款違反等、解任すべき事情が生じた場合には、適時に取締役会において審議いたします。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社の取締役・監査役候補者の選解任理由は招集通知に記載しております。

[原則4-1-1. 取締役会の役割・責務(1)]

当社は、「取締役会規則」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。また、「りん議規則」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確に定めております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、その独立性を東京証券取引所の独立性の要件に加え、当社独自の基準により判断し、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し、監督できる人物を候補者として選定しております。

[原則4-11-1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる取締役で構成するとともに、迅速な意思決定を行うため、員数の上限を15名としております。また、社外取締役を選任することで監督体制の強化を図っております。

[原則4-11-2. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役及び監査役に重要な兼職がある場合には招集通知に記載しております。

[原則4-11-3. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社はすべての取締役及び監査役に対し、取締役会全体の実効性に関するアンケートを年1回実施し、その結果を取締役会にて報告しております。同アンケートでは取締役会の構成や運営、ガバナンスのあり方などについて概ね肯定的な評価を得ており、取締役会の実効性について十分確保されていると認識しております。

[原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニング]

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は以下の通りです。

新任社内取締役に対しては、取締役として必要な知識を習得するために、外部セミナーを受講することとしており、新任社外取締役・新任社外監査役に対してはその就任後速やかに当社グループの事業にかかわる説明を実施することとしております。

また当社は取締役・監査役に対して定期的に役員研修会を開催するほか、必要に応じて取締役・監査役が外部セミナー等に参加することを推奨しており、その費用は会社が負担しております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

当社では、企画部、経理部、総務部等のIR活動に関連する部署が、日常的に連携を図っています。また、企画部をIR担当部署として、IR体制を整備するとともに、年2回の決算説明会の実施のほか、株主・投資家の要請に応じて対話(面談)を逐次、実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,671,698	15.43
株式会社りそな銀行	523,400	4.83
農林中央金庫	523,400	4.83
東洋製罐グループホールディングス株式会社	315,000	2.90
三井住友海上火災保険株式会社	250,100	2.30
東京海上日動火災保険株式会社	224,560	2.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	214,000	1.97
極洋秋津会	164,450	1.51
中央魚類株式会社	139,974	1.29
JP MORGAN CHASE BANK 385151	125,643	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

平成30年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が平成30年1月15日現在で571,000株(発行済株式の総数に対する割合5.22%)の当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上表には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	水産・農林業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三浦 理代	学者											
小畑 一雄	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦 理代	○	----	当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、その独立性を東京証券取引所の独立性の要件に加え、当社独自の基準により判断し、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し、監督できる人物を候補者として選定しております。 三浦理代氏は女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験と知見から取締役会において適切な発言・助言をいただいております。引き続き社外取締役として選任したものであります。また同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

小畑 一雄	○	平成24年から平成26年まで上場会社である東洋水産㈱の代表取締役社長を務めておりました。東洋水産㈱と当社との間には、製品販売等の取引関係がありますが、その取引額は両社の連結売上高の1%未満であります。	当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、その独立性を東京証券取引所の独立性の要件に加え、当社独自の基準により判断し、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し、監督できる人物を候補者として選定しております。 小畑一雄氏は東洋水産㈱の代表取締役社長を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任したものであります。また同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画及び監査結果について定期的に報告を受けるとともに、意見交換を行い、会計監査人の支社・子会社監査などに立会い、相互連携を行っております。
内部監査チームは内部監査を実施し、適宜監査役に報告しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田村 雅治	他の会社の出身者							△						
菅野 洋一	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村 雅治		平成24年まで当社の取引先金融機関である株式会社りそな銀行に業務執行者として勤務しておりました。	当社では、社外監査役の候補者選定にあたり、その専門的な知識を生かして、取締役の職務執行を適切に監督できる人物を候補者として選定しております。 田村雅治氏は当社の取引金融機関である株式会社りそな銀行の出身者であり、永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただくために社外監査役として選任したものであります。 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。なお、株式会社りそな銀行と当社の関係につきまして、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行に対する借入金依存度は突出しておらず、当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していません。
菅野 洋一		平成27年まで当社の取引先金融機関である農林中央金庫に業務執行者として勤務しておりました。また平成30年まで農林中央金庫監事を務めておりました。	当社では、社外監査役の候補者選定にあたり、その専門的な知識を生かして、取締役の職務執行を適切に監督できる人物を候補者として選定しております。 菅野洋一氏は当社の取引金融機関である農林中央金庫の出身者であり、永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただくために社外監査役として選任したものであります。 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。なお、農林中央金庫と当社の関係につきまして、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行に対する借入金依存度は突出しておらず、当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、社外取締役を除く取締役を対象として業績連動型株式報酬制度を導入しております。業績連動型株式報酬制度は連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じ、事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、退任時に信託を通じ当社株式を支給する報酬制度であり、取締役が中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期に係る当社の取締役、監査役に対する役員報酬

取締役 15名 233百万円(内、社外取締役2名 14百万円)、株式報酬 42百万円
監査役 5名 55百万円(内、社外監査役2名 43百万円)

- (注)
1. 各取締役及び各監査役の基本報酬の額は株主総会で決議された報酬枠の範囲内です。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記には平成29年6月27日付にて退任及び辞任した取締役4名及び監査役1名の報酬を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は固定の基本報酬と業績連動型株式報酬から構成されており、いずれも定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で支給しております。

固定の基本報酬は各取締役の職責に基づき決定しております。

業績連動型株式報酬は連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じ、事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、退任時に信託を通じ当社株式を支給しております。

なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから、固定の基本報酬のみとし、業績連動型株式報酬は支給しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については取締役会事務局が、社外監査役については監査役会事務局が担当し、各々職務の補助を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0 名

その他の事項

現在、代表取締役社長等を退任して、相談役・顧問等に就任しているものはおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 企業統治の体制
1. 取締役会
- 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしております。
- また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と取締役の経営責任の明確化のため、取締役の任期を1年とするともに、取締役の員数を15名以内としております。また、2名の社外取締役を選任し、監督体制の強化を図っております。なお、取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。
2. 監査役会
- 当社は監査役会設置会社であります。4名の監査役のうち2名は社外監査役であり、経営者に対する監督機能の強化を図っております。各監査役は期初に監査役会が策定した監査方針及び監査計画などに従い、経営の執行状況及び内部牽制、コンプライアンス、内部監査など内部統制の運用状況を把握し、その効率性を確認することを重点項目として監査を行っています。
3. 独立委員会
- 当社は、当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)を導入しております。本方針を適切に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本方針の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立した社外役員及び社外有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に当たっては独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

内部監査及び監査役監査

1. 内部監査

当社は内部監査組織として経営直属の「内部監査委員会」を設置しております。当社及びグループ会社の内部監査は業務監査を重点に実施しています。監査の結果は法令遵守の徹底や業務の改善に反映され、経営上重要な機能を果たしています。また監査の結果は、社長を委員長とする内部監査委員会及び常勤監査役へ報告がなされ、報告された問題点等については、内部監査委員会から担当部署へ改善指示がなされ、速やかに改善を行っております。

2. 監査役監査

当社の監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人などからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についてその運用状況を監視及び検証しております。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、意見交換を行い、会計監査人の支社・子会社監査などに立会い、相互連携を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。社外取締役は永年の経験と知見を当社の経営に活かしていただくために選任しております。社外監査役は金融機関における永年の業務経験から財務・会計に関する知見を有しており、経営監視機能の強化に努めております。社外取締役の候補者選定にあたっては、その独立性を東京証券取引所の独立性の要件に加え、当社独自の基準により判断し、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し、監督できる人物を候補者として選定しております。

なお、当社は東京証券取引所に対し、社外取締役2名を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。当社は取締役の指名・報酬などに係る重要な事項の検討に当たっては、独立社外取締役を含めた取締役会全体で意見交換を実施しており、独立社外取締役の適切な関与・助言が十分にされていると考えております。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と、取締役の経営責任を明確にしております。また、社外チェックという観点から社外取締役による監督及び社外監査役による監査を実施している他、社外取締役から取締役会における積極的な意見交換を通して、当社の経営に対し様々な助言を頂いており、経営監視が適切に機能する体制が整っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月4日発送
集中日を回避した株主総会の設定	平成30年6月26日開催
電磁的方法による議決権の行使	平成22年開催の株主総会の議決権行使より採用
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	平成22年開催の株主総会の議決権行使より議決権電子行使プラットフォームを採用
その他	平成30年6月26日開催の株主総会招集通知は6月4日に発送しました。 また6月1日に東証及び当社ホームページにて招集通知の電子的開示を実施しています。 招集通知、議決権行使結果に係る臨時報告書は当社ホームページに掲載しています。 http://www.kyokuyo.co.jp/ir/library/stockholder_reports/

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、当社ホームページに掲載しています。 http://www.kyokuyo.co.jp/ir/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後及び第2四半期決算発表後1週間をめぐり年2回開催しています。 説明会資料は説明会の開催後、当社ホームページに掲載しています。 http://www.kyokuyo.co.jp/ir/library/presentation/	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.kyokuyo.co.jp/ir/ 決算短信他東証開示資料、報告書（ビジネスレポート）、IR説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知及び議決権行使結果に係る臨時報告書、財務ハイライト情報、コーポレート・ガバナンスの状況、株式の状況他株式に係る情報	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部内に広報課を設置 (企画部広報課電話番号:03-5545-0703)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	キョクヨーグループ企業行動憲章の制定 http://www.kyokuyo.co.jp/company/charter/
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは「ISO14001統合認証」を取得しております。 また、CSR報告書を発行し、当社ホームページに掲載しております。 http://www.kyokuyo.co.jp/environment/report/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章、IRポリシーを制定しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 企業理念とキョクヨーグループ企業行動憲章

当社及びグループ会社は以下の企業理念、キョクヨーグループ企業行動憲章を業務遂行にあたっての基本方針とします。

企業理念：

人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

キョクヨーグループ企業行動憲章：

- 1.社会に役立つ総合食品グループとして、安心・安全な商品及びサービスを提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得します。
- 2.法令を遵守し、公正、透明、自由な競争を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
- 3.消費者・ユーザー・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
- 4.環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
- 5.働きやすい環境の整備に努めます。
- 6.国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンス体制の基礎として、企業理念に基づきキョクヨーグループ企業行動憲章及びコンプライアンス基本規則を定め、当社及びグループ会社の役職員に対しその周知徹底を図っています。コンプライアンス担当取締役のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、専任の「内部統制チーム」を設置し、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査、モニタリングを行い、その運用の有効性については、必要に応じ取締役会において報告されています。
- (2)社長を委員長とする「内部監査委員会」は、「内部監査チーム」を編成し当社及びグループ会社のコンプライアンスの状況を監査するとともに、業務の改善を推進しています。
- (3)当社及びグループ会社は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとします。
- (4)当社の取締役はグループ全体における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するものとします。
- (5)法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ内通報体制として、社内のコンプライアンス担当部署長および外部の弁護士事務所を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報者保護規則に基づきその運用を行うものとします。また通報結果はコンプライアンス担当役員を通じて取締役会に報告するとともに、通報者が保護されるよう体制を整備するものとします。
- (6)当社の監査役はグループ全体のコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。
- (7)当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。このことについて当社及びグループ会社の役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織としてすみやかに対処できる体制を構築しています。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体については、文書取扱規則等に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持しています。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社及びグループ会社は、リスク対策の基礎として、取締役会でキョクヨーグループリスク管理基本規則に基づき、想定されるあらゆるリスクの状況と対応策を共有しています。その上で、経営陣からの重要な業務執行提案については、リスクを的確に把握した上で、各取締役が独立した客観的な立場で、その影響度を検証し、リスクの許容・ヘッジ・回避を判断するとともに、説明責任を確保することで、適切なリスクテイクを支える環境整備を行っています。また承認された提案の実行は、迅速に行うこととしています。
- (2)環境保全リスクについて社長を委員長とする環境保全委員会のもと、グループ全体の環境保全体制を構築、維持、継続しています。
- (3)品質安全リスクについては、フードディフェンスガイドラインを作成し、工場運営の基礎として運用しています。また食品事故が発生した場合には食品事故及び苦情処理に関する規則等に基づき、グループ全体ですみやかに対応しています。
- (4)当社及びグループ会社は、災害リスクについて事業継続計画（BCP）を策定し、被災時においても事業を継続できる体制を整備しています。
- (5)「内部監査チーム」は、当社及びグループ会社のリスク管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告しています。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しています。
- (2)当社及びグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めています。
- (3)中期経営計画及び年次予算については、グループ全体での会議を通じて、情報を共有しています。

6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- (1)当社及びグループ会社は、業務の適正を確保するため、業務の実態に対応した諸規程を定めるものとします。
- (2)グループ会社の経営管理を系列会社管理規則に従って行うとともに、グループ会社は当社に対して経営上の重要事項を報告するものとします。
- (3)グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社のコンプライアンス担当部署に報告するものとします。当社のコンプライアンス担当部署は直ちに当社の監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとします。当社の監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社の監査役の職務の補助は監査役会事務局が担当するものとします。
- (2)当社の監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し当社の取締役その他の指揮命令を受けません。

8.当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社及びグループ会社の役職員が当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備しています。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の役職員に対して報告を求めることができることとします。

(2)内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保するものとします。

(3)当社及びグループ会社は、当社の監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(4)当社の監査役がその職務の執行に係る費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上すみやかに当該費用または債務を処理するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。このことについて当社及びグループ会社の役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織としてすみやかに対処できる体制を構築しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為についての対応方針を以下のとおりとします。

当該方針は平成29年5月11日開催の取締役会において、本方針を平成29年6月27日開催の第94回定時株主総会終結の時から、平成32年開催の第97回定時株主総会終結の時まで継続することを決議し、平成29年6月27日開催の第94回定時株主総会においてご承認いただきました。

当社は、大規模買付行為についての情報収集、並びに検討期間及び代替案の提示の機会の確保を目的として、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して遵守を求めます。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる予定です。

この大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始する、というものです。また、大規模買付ルールに関連して、本方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、独立委員会を設置いたします。大規模買付ルールが遵守されない場合の対抗措置のひとつとしては、新株予約権の無償割当てを行うことも予定しています。大規模買付ルールが遵守されている場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当該株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、例外的対応として、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考えられる措置を講じることがあります。上記記載の例外的対応をとる場合や対抗措置をとる場合などには独立委員会に対し諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。当社取締役会は対抗措置を発動するか否かの判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当該内容の詳細に関しましては、当社ホームページの下記アドレスをご覧ください。

<http://www.kyokuyo.co.jp/wp-content/uploads/post/pdf/1705113.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、透明かつ公正な経営を維持することが企業統治（コーポレート・ガバナンス）の基本であると考えており、その実現のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

こうした認識のもと、株主を含めたすべてのステークホルダーに対して、皆様が必要としている正確な企業情報などをわかりやすい表現により、公平かつ速やかに情報開示を行っております。また、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めております。

当社は会社情報の適時開示に以下のように対応しています。

- (1) 当社は、内部者取引を未然に防止するとともに会社情報の適切な公表を目的とした「内部情報管理規則」を制定しています。
- (2) 当社は、「内部情報管理規則」において、重要事実に係る所管部署をそれぞれ定めています。
- (3) 適時開示すべき重要事実が発生した場合は、所管部署がこれを確認し、職務上関係のある役職員及び企画部長に、発生した重要事実の内容を連絡するとともに取締役会に付議します。重要事実に該当するかどうか疑わしい場合は、適時開示規則に基づき、企画部担当役員がこれを決定します。
- (4) 重要事実の公表は適時開示規則に準じ、できる限り早期に行うことを原則に所管部署と企画部で公表時期を決定し、情報開示責任者である企画部長が開示します。

